

●特にことわりのないものは発行日から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

お知らせ します

テリホンガイドとところざわ サービス項目を追加します

市では、市が行っている主な事業の概要などの市政情報を、テリホンガイドで休日・夜間を問わず24時間提供しています。

このたび、新たに6件の情報を登録しましたのでお知らせします。ガイド番号表に書き留めておいてください。

【ガイド番号/件名】

- 339 / 古着・古布の回収 (アドバイザーリサイクル)
- 340 / 廃食用油リサイクル事業
- 486 / 精神保健福祉
- 514 / 労働相談
- 767 / 選挙管理委員会からのお知らせ※
- 839 / 祭り太鼓の貸出し

※印のついた項目は休止している場合があります。

問い合わせ 秘書広報課 (☎998-9024)

母子家庭のお子さんに 入学祝金を贈呈します

市では、今年小学校へ入学する母子家庭のお子さん(両親のいない児童を含む)に入学祝金を贈呈します。該当する方は早めに申請手続きをお願いします。

申請書配布・受付場所 市役所1階・こども家庭課
用意するもの 印鑑、保護者名義の金融機関等(郵便局を除く)の口座番号、母子家庭等の状況を確認できるもの(児童扶養手当、遺族年金、ひとり親家庭医療費等の証書など)

申請期限 4月25日(木)

来庁できない方は、ご相談ください。

問い合わせ こども家庭課 (☎998-9124)

危険物取扱者試験準備講習会の ご案内

講習日・会場 ▼1期：4月24日(水)・25日(木) / 所沢市消防本部 ▼2期：6月29日(土)・30日(日) / 川越福祉センター
受付期間 ▼1期：4月2日(火)～5日(金)

米穀小売業登録のご案内

計画流通米を取り扱う米穀小売業は、一定の要件を満たせば登録することなたでも事業を行うことができます。登録は随時受け付けています。登録日は受け付けた日の属する月の翌月の1日付けになり、有効期限は3年間です。また、平成11年6月1日付けで登録を受けた方で、平成14年6月1日以降も引き続き米穀小売業を営む場合は、今回登録の更新が必要となります。

申請期間 ①新規の方：随時の今 回更新の方：対象者には申請日

時等をはがきでお知らせいたします(4月8日までに届かない方はお問い合わせください)。

申請用紙配布・受付場所 市役所2階・商工労政課

費用 講習料6,700円、テキスト代(3冊)3,600円

②ただし、県外・市外に本店登録、住民登録されている場合はそれぞれの手続きを要します。

申し込み・問い合わせ 消防本部予防課 (☎924-1313) / 月々金曜日の午前8時30分～午後5時

所沢市第二榑峰土地区画整理 事業保留地を公売します

地区の概要 西武池袋線小手指駅から南へ約1.7kmに位置する面積33.9ヘクタールの組合による区画整理事業施行地区

区画数 3区画 面積 126.02～231.26 平方メートル 価額 1,644万5,610円

登記簿は随時受け付けています。

登記簿は受け付けた日の属する月の翌月の1日付けになり、有効期限は3年間です。

また、平成11年6月1日付けで登録を受けた方で、平成14年6月1日以降も引き続き米穀小売業を営む場合は、今回登録の更新が必要となります。

申請期間 ①新規の方：随時の今回更新の方：対象者には申請日

時等をはがきでお知らせいたします(4月8日までに届かない方はお問い合わせください)。

申請用紙配布・受付場所 市役所2階・商工労政課

費用 講習料6,700円、テキスト代(3冊)3,600円

②ただし、県外・市外に本店登録、住民登録されている場合はそれぞれの手続きを要します。

申し込み・問い合わせ 消防本部予防課 (☎924-1313) / 月々金曜日の午前8時30分～午後5時

問い合わせ 商工労政課 (☎998-9155)

「With You やすたま」が オープンします

男女共同参画社会づくりの総合拠点として、埼玉県男女共同参画推進センター「With You」さいたまが4月21日(日)にオープンします。

センターでは、男女共同参画に 関する①情報収集・提供事業②相談事業③学習・研修事業④自主活動・交流支援活動⑤調査・研究事業を実施します。

皆さんの活動の場、交流の場として、ぜひご利用ください。

4月21日(日)9時～17時(祝)はオープンイベントを予定しています。

所在地 さいたま市上落合2-37-1
ホテルプリランテ3・4階

最寄り駅 JRさいたま新都心駅から徒歩5分、JR北と野駅から徒歩6分

問い合わせ 埼玉県男女共同参画推進センター (☎048-011-311)

商品研究会報告書① 「米・大豆」を無料配布します

市では、消費生活モニターの方々が1年間にわたり、米と大豆について調査・研究した報告書を冊子にまとめました。ぜひこの報告書をご覧いただき、少しでも市民の皆さんの消費生活に役立てばと思っています。

市役所1階・市政情報センター、各公民館に置いてありますので、自由にお持ちください。

問い合わせ 消費生活センター (☎928-12003)

指定給水装置工事業者を 指定しました

次の事業者を所沢市指定給水装置工事業者として指定しました。
事業者名等 ▼(浅見商店)清瀬市元町2-13-12 / ☎0424-91-0344
▼(榑都市水道)文京区本駒込5-17-9 / ☎2003-03-5815-4300
問い合わせ 水道部給水課 (☎921-0800)

「With You やすたま」が オープンします

男女共同参画社会づくりの総合拠点として、埼玉県男女共同参画推進センター「With You」さいたまが4月21日(日)にオープンします。

センターでは、男女共同参画に 関する①情報収集・提供事業②相談事業③学習・研修事業④自主活動・交流支援活動⑤調査・研究事業を実施します。

皆さんの活動の場、交流の場として、ぜひご利用ください。

4月21日(日)9時～17時(祝)はオープンイベントを予定しています。

所在地 さいたま市上落合2-37-1
ホテルプリランテ3・4階

最寄り駅 JRさいたま新都心駅から徒歩5分、JR北と野駅から徒歩6分

問い合わせ 埼玉県男女共同参画推進センター (☎048-011-311)

ホームページ・アドレス http://www.withyou-saitama.jp

募集 します

所沢市訪問調査員を募集します
介護保険における訪問調査を業務とする調査員を募集します。
採用予定人数 若干名
応募資格 次の①～④のいずれにも該当する方
①保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格をお持ちの方
②年齢60歳未満の方(平成14年4月1日時点)
③地方公務員法第16条に該当しない方
④普通自動車免許をお持ちの方

受付期間 4月12日(金)まで / 午前9時～午後5時(土・日曜・祝日を除く)

受付場所 市役所低層棟1階・介護課 (☎998-9155)

「With You やすたま」が オープンします

男女共同参画社会づくりの総合拠点として、埼玉県男女共同参画推進センター「With You」さいたまが4月21日(日)にオープンします。

センターでは、男女共同参画に 関する①情報収集・提供事業②相談事業③学習・研修事業④自主活動・交流支援活動⑤調査・研究事業を実施します。

皆さんの活動の場、交流の場として、ぜひご利用ください。

4月21日(日)9時～17時(祝)はオープンイベントを予定しています。

所在地 さいたま市上落合2-37-1
ホテルプリランテ3・4階

最寄り駅 JRさいたま新都心駅から徒歩5分、JR北と野駅から徒歩6分

問い合わせ 埼玉県男女共同参画推進センター (☎048-011-311)

ホームページ・アドレス http://www.withyou-saitama.jp

募集 します

所沢市訪問調査員を募集します
介護保険における訪問調査を業務とする調査員を募集します。
採用予定人数 若干名
応募資格 次の①～④のいずれにも該当する方
①保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格をお持ちの方
②年齢60歳未満の方(平成14年4月1日時点)
③地方公務員法第16条に該当しない方
④普通自動車免許をお持ちの方

受付期間 4月12日(金)まで / 午前9時～午後5時(土・日曜・祝日を除く)

受付場所 市役所低層棟1階・介護課 (☎998-9155)

「With You やすたま」が オープンします

男女共同参画社会づくりの総合拠点として、埼玉県男女共同参画推進センター「With You」さいたまが4月21日(日)にオープンします。

センターでは、男女共同参画に 関する①情報収集・提供事業②相談事業③学習・研修事業④自主活動・交流支援活動⑤調査・研究事業を実施します。

皆さんの活動の場、交流の場として、ぜひご利用ください。

4月21日(日)9時～17時(祝)はオープンイベントを予定しています。

所在地 さいたま市上落合2-37-1
ホテルプリランテ3・4階

最寄り駅 JRさいたま新都心駅から徒歩5分、JR北と野駅から徒歩6分

問い合わせ 埼玉県男女共同参画推進センター (☎048-011-311)

ホームページ・アドレス http://www.withyou-saitama.jp

募集 します

所沢市訪問調査員を募集します
介護保険における訪問調査を業務とする調査員を募集します。
採用予定人数 若干名
応募資格 次の①～④のいずれにも該当する方
①保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格をお持ちの方
②年齢60歳未満の方(平成14年4月1日時点)
③地方公務員法第16条に該当しない方
④普通自動車免許をお持ちの方

受付期間 4月12日(金)まで / 午前9時～午後5時(土・日曜・祝日を除く)

受付場所 市役所低層棟1階・介護課 (☎998-9155)

家庭で使った 食用油の回収を実施します

昨年4月から始めた食用油の回収は、8,000kgを超える油をご家庭から回収することができました。揚げ物に使った油は妙め物などで使いきることが理想ですが、どうしても使いきれない場合は指定の日時に以下の公共施設へお出しください。

集めた油は軽油の代替燃料に再生し、ごみ収集車で使っています。この燃料は軽油に比べて二酸化炭素や黒鉛の排出が少なく、環境にやさしいごみの収集ができます。ごみ減量と再資源化、地球環境への配慮などメリットの多いこの事業をどうぞご利用ください。

対象となる油 ご家庭で使いきれない食用油に限ります。ラードなどの動物性油脂、エンジンオイルなどの鉱物油、飲食店などで使用したものは回収できません。

回収方法 油の入っていた容器(びん・かんを除く)またはペットボトルに入れて、栓をして出してください。びんや栓のできないものは回収中にもれてしまう恐れがあります。未開封の油缶はそのままでも出すことができます。

受付時間 午前9時～11時

回収拠点 各施設、黄色いのはりと回収用の青いコンテナが目印です。

施設名称	回収日
東消防署、東消防署柳瀬分署、東消防署北分署、市民武道館、ラーク所沢、中富南コミュニティセンター、リサイクルふれあい館、柳瀬公民館、松井公民館、並木公民館、新所沢東公民館、中央公民館、市役所庁舎	【原則として第1土曜日】 平成14年4月6日、5月11日、6月1日、7月6日、8月3日、9月7日、10月5日、11月2日、12月7日、平成15年1月11日、2月1日、3月1日
中央消防署、中央消防署南分署、中央消防署西分署、榑峰コミュニティ会館、狭山ヶ丘コミュニティセンター、生涯学習センター、新所沢公民館、吾妻公民館、山口公民館、小手指公民館、同分館、三ヶ島公民館、富岡公民館	【原則として第3土曜日】 平成14年4月20日、5月18日、6月15日、7月27日、8月17日、9月21日、10月19日、11月16日、12月21日、平成15年1月18日、2月15日、3月15日

◎東西両清掃事業所では平日でも受け付けています。年末年始を除く月～金曜日の午前8時30分～午後4時(午前11時30分～午後1時を除きます)に持ち込んでください。

◎古着・古布の回収については広報3月20日号に折り込んだ「ごみの分け方、出し方」をご覧ください。

問い合わせ リサイクル推進課 (☎998-9374)

指定給水装置工事業者を 指定しました

次の事業者を所沢市指定給水装置工事業者として指定しました。
事業者名等 ▼(浅見商店)清瀬市元町2-13-12 / ☎0424-91-0344
▼(榑都市水道)文京区本駒込5-17-9 / ☎2003-03-5815-4300
問い合わせ 水道部給水課 (☎921-0800)

開催 します

植木まつりを開催します
とき 4月6日(土)～7日(日) / 午前9時～午後4時
ところ 所沢航空記念公園(北側駐車場前広場)
内容 市内生産者の直売による優良・新鮮な植木・鉢物の販売
ミニガーデンテック講座の開設
とき 両日とも午後1時30分から(午後1時から受け付け)ところ 申し込み先着30人
受講料 500円(材料代)
問い合わせ 農政課 (☎998-9155)

4月の自然観察会 「パッチワークの林と春の花」

4月からの観察会は、毎月第3日曜日に開催します。
 とき 4月21日(日)／午前9時30分～午後0時30分
 集合 狭山丘陵いきものふれあいの里センター(荒幡782)
 持ち物 筆記用具。お持ちの方は双眼鏡、ポケット図鑑など
 申し込み・問い合わせ 同センター
 ー(☎939-9412)

ご利用 ください

国民健康保険(国保)加入の皆さんに保養施設のご案内

所沢市国保では、被保険者の健康の保持・増進を図っていただくために、契約保養施設のご利用をお勧めしてきました。
 本年度から埼玉県国民健康保険団体連合会(埼玉県国保連合会)の「保養施設宿泊利用共同事業」に参加することになり、全国各地のホテル、旅館等319施設を契約料金で利用することができるようになりました。

契約施設や施設の内容、契約料金等、詳しくは、市役所1階・国民健康保険課窓口の「保養施設力イドブック」をご覧ください。
 なお、昨年度まで所沢市国保が独自に契約した指定保養施設(12施設)については、昨年度限りとなりますのでご了承ください。

【保養施設の利用資格】
 所沢市国保に加入している方
 【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の地域と施設数】
 ・北海道・東北地方……………44施設
 ・関東地方……………161施設
 ・信越・北陸地方……………56施設
 ・東海・近畿地方……………43施設
 ・中国・四国・九州地方……………15施設
 問い合わせ 国民健康保険課(☎998-9131)

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

犬を飼っている皆さんへ 愛犬手帳と注射済票の仮交付 のごあんない

市では、犬を飼っている方のために、愛犬手帳を作成しました。市役所5階・生活環境課や集合狂犬病予防注射会場などで、犬の登録または注射済票交付申請時に配布しますので、ご活用ください。
 また、平成14年度から、市に登録されている犬については、市と狂犬病予防注射済票仮交付事務の協定を結んだ下表の動物病院でも、注射済票交付申請の受け付けを行います。
 なお、動物病院で交付された注射済票は、『仮交付』となります。獣医師から市に注射済票仮交付状況の報告が提出されたときに『正交付』となります。詳しくは、生活環境課へお問い合わせください。
 問い合わせ 生活環境課(☎998-9370)

■市協定動物病院 (平成14年3月5日現在)		
病院名	住所	電話番号
アンデルセンペットクリニック	下安松286-40	945-1572
遠藤動物病院	牛沼415-6	994-8877
大串ペット動物病院	若狭3-2556-6	948-8516
かねこペットクリニック	北秋津778-5	927-0067
かわしま動物病院	東所沢和田2-17-5・1F	944-9345
喜多町ペットクリニック	喜多町8-6-102	928-0831
桐原犬猫病院	東住吉13-13	922-3533
久米犬猫病院	久米369-9	922-0629
コジマ動物病院	小手指町1-26-12	928-5849
小手指ペットクリニック	北野614-2	949-1200
狭山ヶ丘動物病院	東狭山ヶ丘3-719-1	903-7500
さわはた動物病院	小手指町4-18-2	967-6776
シマダ動物病院	東所沢1-30-3	946-0078
新所沢動物病院	北所沢町1992-10	943-0370
タカダ動物病院	山口738-3	928-0251
所沢愛犬病院	上新井106	922-2929
比嘉獣医科医院	花園2-2314-12	942-6302
東所沢動物病院	上安松1024-80	995-3040
ヒライ動物病院	榎町7-23	928-1220
まつおか動物病院	東所沢2-7-15	945-9640
メープル動物病院	山口5241-1-106	926-0911
山口どうぶつ病院	所沢新町2528-19	990-1199
和ヶ原動物病院	和ヶ原2-211-14	948-1199

参加 しませんか

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。

【保養施設の利用方法】
 ①申し込みの手順
 ・利用希望者は保養施設に直接申し込み(旅行業者の仲介での利用はできません)。
 ・予約の際に、埼玉県国保連合会の事業を利用することを必ず申し出る。また、宿泊料金、食事等についても確認する。
 ②利用券の発行
 ・予約したら、所沢市国保の被保険者証を持参のうえ、市役所1階・国民健康保険課窓口で利用券の交付を受ける(出張所では利用券の発行ができません)。
 ・利用券は保養施設のフロントに必ず提出する。
 ③宿泊予約の取り消し、または変更の手続き
 ・利用券の交付を受けてから取り消しや変更があるときは、保養施設に変更の連絡をする。
 ・同時に国民健康保険課へ変更の旨を利用する日の3日前までに申し出る。
 ④宿泊予約の取り消しや変更を保養施設に連絡しなかった場合、利用者が違約金の請求を受けることがあるので注意してください。